



工事業

平成24年2月改定

商賠繁盛

賠償責任保険普通保険約款
賠償責任保険追加条項
施設所有管理者特約条項
請負業者特約条項
生産物特約条項
商賠繁盛追加条項
工事業拡張バック用約款 他



工 事 業

飲 食 業

販 売 業

製 造 業

運 送 業

サービ業

I T 事 業

予想もしていなかった賠償事故に見舞われた場合…

こんな事故の場合にお支払いする保険です



配管の埋設作業中に埋めようと作業していた配管を壊した。

※工事業拡張パックオプションでは、作業対象物の損害に対して保険金をお支払いします。また、工事完成遅延損害、支給資材、リース・レンタル財物の損害に対しては、500万円を限度として保険金をお支払いします。(支給資材とリース・レンタル財物については、自己負担額(免責金額)5万円となります。)

工事業 拡張パック

オプション



子供が作業場内に立ち入り、穴に落ちてケガをした。



建築現場から資材が落下し、通行人がケガをした。



機械の溶接作業の工場を全焼さ

工事中の 事故



事務所の看板が落下し通行人がケガをした。

施設の 事故

工事 終了後の 事故



マンホールのふたをしめ忘れたため通行人が落ちケガをした。



引き渡し直後のビルの壁がくずれ、隣りの店舗が壊れた。

お支払いする 主な保険金の 種類

1 被害者に支払うべき損害賠償金※

- 身体賠償の場合
治療費
休業損失
慰謝料 など



- 財物賠償の場合
修理費 など



2 訴訟に際して必要となる費用

- 訴訟費用
- 弁護士報酬または
仲裁、和解もしくは
調停に関する費用
など

(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)



※賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者(損害賠償請求権者)に

商賠繁盛はとってもおすすめの保険です。

人格権侵害



中に出火し、顧客
せた。



工場内に子供をとし入れたまま
旋錠し、翌日まで気が付かなかった。

※人格権侵害に関するお支払いについては、1被害者につき100万円、1事故・保険期間中につき1,000万円がお支払い限度額となります。



機械の据付ミスにより顧客の従業員
がケガをした。また、再発防止の
ため、据付工事をやり直した。

※身体障害が発生した場合は、検査・廃
棄・保管費用、回収費用、生産物自体
の損害各費用を合算して保険金額の
3%を限度としてお支払いします。



修理後の機械が正常に作動しなかつ
たため大量の不良製品ができた。

商賠繁盛 工事業の特長

1 簡単な保険設計

■4つの保険金額パターン(3億円、2億円、1億円、5,000万円)から選択するだけで加入いただくことができます。いずれのパターンも自己負担額(免責金額)はなく、工事業者様にとって必要となる補償がセットされています。(P4をご参照ください。)

■保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の売上高を確認いただくだけで保険料を算出することができます。(P5をご参照ください。)

2 工事業者様の賠償事故を包括的に補償

貴社の建物や設備を原因とした賠償事故、貴社が行った工事を原因とした賠償事故等、貴社を取りまく賠償事故を幅広く補償します。

3 事故直後に必要となる費用

- 被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用
- 求償権保全費用など



4 身体賠償事故の発生時のみ

- 商品自体または工事対象物自体の損害
- 回収費用
- 検査・廃棄・保管費用

合算で保険金額の
3%限度
(1事故・保険期間中)

身体賠償が発生した場合は、上記の損害について保険金額の3%を限度として保険金をお支払いします。

5

工事業拡張パック(オプション)

- 作業対象物(財物保険金額(1事故)限度)
- 工事完成遅延損害
- 支給資材
- リース・レンタル財物

500万円限度(1事故)

※支給資材とリース・レンタル財物については、自己負担額(免責金額)5万円となります。

対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を差し引いた額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。

など

保 険 料 率 表

<基準値は売上高100万円あたり 単位:円>

コード	業 種	年間売上高	保険金額(お支払限度額) 3億円		保険金額(お支払限度額) 2億円		保険金額(お支払限度額) 1億円		保険金額(お支払限度額) 5,000万円	
			基準値	加算値	基準値	加算値	基準値	加算値	基準値	加算値
Q1	道路工事	5千万円以下	7,574	0	6,856	0	5,786	0	4,905	0
		5千万円超1億円以下	7,574	0	6,856	0	5,786	0	4,905	0
		1億円超2億円以下	3,005	457,000	2,665	419,100	2,176	361,100	1,788	311,800
		2億円超3億円以下	2,184	621,400	1,946	562,900	1,600	476,500	1,323	404,900
		3億円超5億円以下	2,184	621,400	1,946	562,900	1,600	476,500	1,323	404,900
		5億円超30億円以下	1,746	840,500	1,562	754,900	1,293	630,000	1,075	528,800
Q2	建設工事 (内装工事等を含む)	5千万円以下	2,906	0	2,626	0	2,210	0	1,868	0
		5千万円超1億円以下	2,690	10,900	2,432	9,700	2,046	8,300	1,731	7,000
		1億円超2億円以下	2,475	32,500	2,237	29,200	1,883	24,600	1,593	20,700
		2億円超3億円以下	1,782	171,100	1,613	154,000	1,361	129,400	1,151	109,100
		3億円超5億円以下	1,498	256,400	1,352	232,300	1,139	195,900	962	166,000
		5億円超30億円以下	1,002	503,700	906	455,300	763	384,100	643	325,100
Q3	据付工事等	5千万円以下	5,869	0	5,363	0	4,599	0	3,960	0
		5千万円超1億円以下	5,551	16,000	5,070	14,650	4,345	12,800	3,740	11,100
		1億円超2億円以下	5,234	47,700	4,777	43,950	4,090	38,200	3,518	33,300
		2億円超3億円以下	3,558	382,900	3,258	347,750	2,803	295,800	2,421	252,900
		3億円超5億円以下	3,062	532,000	2,795	486,650	2,393	418,600	2,059	361,300
		5億円超30億円以下	1,958	1,083,500	1,791	988,650	1,536	847,800	1,323	729,600
Q4	管工事	5千万円以下	7,014	0	6,422	0	5,524	0	4,767	0
		5千万円超1億円以下	6,531	24,200	5,977	22,250	5,137	19,400	4,432	16,900
		1億円超2億円以下	6,048	72,500	5,532	66,750	4,752	57,900	4,098	50,300
		2億円超3億円以下	4,355	411,300	3,996	373,950	3,448	318,900	2,985	273,100
		3億円超5億円以下	3,606	635,800	3,299	583,050	2,834	503,400	2,443	435,700
		5億円超30億円以下	2,387	1,245,500	2,185	1,140,050	1,879	980,300	1,622	846,100
Q5	造 園	1億円以下	15,245	0	13,517	0	11,055	0	9,102	0
		1億円超2億円以下	11,567	367,900	10,120	339,700	8,097	295,800	6,524	257,900
		2億円超5億円以下	6,761	1,329,100	5,929	1,177,900	4,761	963,100	3,850	792,800
		5億円超30億円以下	4,198	2,610,600	3,695	2,294,900	2,982	1,852,600	2,425	1,505,800

注① 施設所有管理者特約条項、生産物特約条項、請負業者特約条項によりお支払いする保険金は、1 事故あたり、それぞれ身体障害・財物損壊による損害を合算して、保険金額（お支払限度額）が上限となります。

ただし、生産物特約条項によりお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額（お支払限度額）が上限となります。

注② 自己負担額の詳細については、P6「商賠繁盛（工事業）の主な補償内容」もご参照ください。

保 険 料

$$\left(\begin{array}{c} \text{最近の会計年度の年間売上高} \\ \text{百万円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{基準値} \\ \text{ } \end{array} + \begin{array}{c} \text{加算値} \\ \text{ } \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{※工事業拡張パック} \\ \text{(オプション)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{※お見舞金・事故対応費用} \\ \text{(オプション)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ \text{ } \end{array} \text{円}$$

$$(1 + 0.45) \times (1 + 0.1) = \text{ } \text{円}$$

(10円未満四捨五入し、10円単位)

●分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

注①上記の年間保険料は**確定保険料**となります。

そのため、**保険期間終了後の確定精算手続きは不要**です。(「保険料の確定に関する追加条項」を付帯するご契約となります。)

ただし、下記①～③に該当する場合は概算保険料方式でのお引受けとなります。

①「最近の会計年度の年間売上高」と「保険期間中の見込売上高」が大幅に異なる場合

②新規事業の場合

③お客さまのご希望により概算保険料とする場合

概算保険料方式でお引受けする場合には、「最近の会計年度の年間売上高」を「保険期間中の見込売上高」に読み替えて保険料を算出します。

注②最近の会計年度の年間売上高は、原則として整数値としますが、小数点以下第3位まで算入することができます。(この場合、小数点第4位を四捨五入します。また、百万円単位まで正確に売上高をご確認願います。)

注③最近の会計年度の年間売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。

保険金のお支払い事例

工事中の事故例

業種	事故の概要	お支払い額
道路工事	道路工事箇所をバイクで通行した人がスリップして転倒し、骨折した。原因は、敷いてあった鉄板にスリップ防止を施していなかったため。	1,615万円
道路工事	道路にシートパイルを打ち込んだところ、電話ケーブルを切断してしまった。	567万円
建設工事	工事現場の足場が崩れ、歩道を歩いていた通行人および道路に停車中の車にぶつかった。通行人が負傷し、車にも損害を与えた。	547万円
据付等工事	電気溶接機の火花が隣家の酒店へ落下して出火。建物、商品等に損害を与えた。	4,290万円

工事終了後の事故例

業種	事故の概要	お支払い額
内装工事	設置作業を行ったイベント会場で、ボルトが緩んだためベニヤ板から機材が落下し、見物客の頭部に当たり負傷させた。	228万円
据付等工事	浴室床下の配管の接続溶接が不十分だったため水漏れし、階下の和室の内装に水濡損害を与えた。	705万円
据付等工事	看板のネオン管に施工ミスがあったため出火した。店舗建物が焼損し、さらに休業損害が発生した。	390万円

商賠繁盛(工事業)の主な補償内容

すべてのご契約にセットされる補償

施設・昇降機の所有、使用または管理に起因する賠償責任 (施設所有管理者特約条項・商賠繁盛追加条項)	施設・昇降機の所有、使用または管理、および業務遂行(工事を除きます。)に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。漏水に起因する賠償責任も補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。)
工事中の第三者賠償 (請負業者特約条項)	被保険者が行う工事に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。)
仕事の結果に起因する賠償責任 (生産物特約条項)	被保険者が行った工事の結果に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5,000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。) (注)生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故または財物賠償事故が発生し、完成品メーカーや販売店などから回収費用を求償された場合、被保険者以外の第三者が負担した回収費用については、生産物特約の補償対象となります。(被保険者が負担した回収費用は下記の生産物回収費用にて補償します。ただし、身体賠償事故が発生した場合にかぎりず。)
人格権を侵害した場合の賠償責任 (商賠繁盛追加条項)	不当な身体拘束等による名誉き損やプライバシーの侵害をした場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 この補償の保険金額は、1被害者につき100万円、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。(自己負担額はありません。)
生産物自体の損害(商賠繁盛追加条項)	生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故が発生した場合、生産物自体の損害や回収費用、検査・保管費用について補償します。
生産物回収費用(商賠繁盛追加条項)	第三者賠償の保険金額により、この補償の保険金額は左記の3つの費用を合算し、保険期間中を通じて、900万円、600万円、300万円、150万円のいずれかとなります。(自己負担額はありません。) ※財物賠償事故のみが発生した場合は、補償の対象となりません。
生産物検査・破棄・保管費用(商賠繁盛追加条項)	※回収費用については、被保険者が負担したもののだけが補償対象となります。被保険者以外(例:完成品メーカーなど)が負担した回収費用を被保険者に対して求償した場合は、上記の生産物特約にて補償します。

任意にご加入いただける補償(オプション)

お見舞金・事故対応費用 (被害者対応費用担保追加条項) (事故対応費用担保追加条項)	被害者へのお見舞金や、事故対応のために要する費用を補償します。 【被害者へのお見舞金・見舞品購入費用】(被害者対応費用担保追加条項) 契約にセットされている各特約条項で補償の対象となる事故が発生したことにより、この保険契約で補償される損害が発生するおそれを被保険者が知った時点で、被保険者がその対処のために支出した社会通念上妥当と思われる見舞金、見舞品購入のための費用を補償します。 この補償の保険金額は、1被害者につき、1万円限度、保険期間を通じて50万円限度となります。(自己負担額はありません。) 【事故対応特別費用】(事故対応費用担保追加条項) 訴訟に対応するための文書作成費用、訴訟対応のための役職員の人員費・交通費・事故現場の調査費用・記録費用、通信費等を補償します。 この補償の保険金額は、保険期間を通じて、1,000万円限度となります。(自己負担額はありません。)
工事業 業 拡 張 パ ツ ク	(身体障害および財物損壊発生時の 工事遅延損害担保追加条項) 対象工事の履行期日の翌日から起算して6日以上遅延が発生し、発注者に対して法律上の遅延損害を負担することにより被る損害を補償します。この補償は、工事請負契約書に規定された工事の遅延による遅延損害賠償金または500万円のいずれか低い金額を支払います。(自己負担額はありません。)
(作業対象物担保追加条項)	被保険者が事故発生時に直接作業を加えている財物(作業対象物)の損壊について被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は3億円、2億円、1億円、5000万円の中からお選びいただけます。(自己負担額はありません。)
(支給財物損壊担保追加条項)	工事を遂行するために他人から支給された資材および設置工事の目的物の損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は1事故500万円が限度となります。(自己負担額：5万円)
(リース・レンタル財物損壊担保追加条項)	工事を遂行するために工場内および施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金額は1事故500万円が限度となります。(自己負担額：5万円)

※地盤崩壊危険は補償されませんのでご注意ください。

※ビル建設工事などで被保険者が建物の一部のみまたは全部を施工した場合、その施工に起因して建物全体または他の部分が損壊したとしてもこの保険の支払対象とならないのでご注意ください。

※工事業拡張(オプション)を付帯しないかぎり支給資材や作業対象物は補償対象外となりますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳細は普通保険約、特約条項および追加条項をご確認ください

賠償責任保険普通保険約款による保険金をお支払いできない主な賠償責任

<ol style="list-style-type: none"> 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任 被保険者が所有、使用または管理する財物(受託・管理財物)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 排水または排気(煙または蒸気)によって生じた賠償責任 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 	など
---	----

賠償責任保険追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

<ol style="list-style-type: none"> 原子核反応、原子核の崩壊等に起因する賠償責任 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、拡散、放出、漏出等に起因する賠償責任 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者(被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。)が行う次の仕事に起因する賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> 医療行為 あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 身体美容または整形 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 	など
--	----

人格権侵害に関する保険金をお支払いできない主な賠償責任(商賠繁盛追加条項)

<ol style="list-style-type: none"> 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 請負業務または生産物が、宣伝された品質・性能等に適合しないことによる賠償責任 請負業務または生産物の価格表示の誤りによる賠償責任 身体の障害または財物の損壊による賠償責任 	など
--	----

施設所有管理者特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①施設の構築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ②航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(原動力がもたらば人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。)
- ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
※昇降機の所有、使用または管理に起因するものについては、下記の2つの賠償責任についても保険金は支払われません。
①保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失によって法令に違反したことにより起因する賠償責任
②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任

など

請負業者特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①被保険者の下請人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
- ②被保険者またはその下請人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
・土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
・土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊
・地下水の増減
- ③施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ⑤仕事の終了後または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑥被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑦じんあいまたは騒音に起因する賠償責任

など

生産物特約条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体(生産物または仕事の目的物の一部のかしによるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)の賠償責任(その生産物の使用不能または修補による賠償責任を含みます。)
- ②被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④日本国外で発生した身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任

など

作業対象物担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①作業箇所の誤り
- ②寸法の誤り
- ③材料、材質、機械設備またはその部品の選定誤り
- ④仕上げ不良
- ⑤被保険者が所有する財物の損壊
- ⑥運搬中または積み込みもしくは積み下ろし作業中の財物の損壊
- ⑦支給財物やリース・レンタル財物の損壊

など

支給財物損壊担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①発注者または支給財物について正当な権利を有する者に対して引き渡された後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ②他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ③損壊した支給財物の使用不能損害に起因する賠償責任
- ④作業対象物やリース・レンタル財物の損壊

など

リース・レンタル財物損壊担保追加条項による保険金をお支払いできない主な賠償責任

- ①リース・レンタル財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見されたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- ②リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- ③電氣的または機械的原因により生じたリース・レンタル財物の損壊に起因する賠償責任
- ④傷、汚れ等の外観上のみならず機能上の支障がない損壊に起因する賠償責任
- ⑤リース・レンタル財物の消耗部位、消耗品もしくは消耗材に単独に生じた損壊に起因する賠償責任
- ⑥損壊したリース・レンタル財物の使用不能損害に起因する賠償責任
- ⑦作業対象物や支給財物の損壊

など

工事遅延損害担保追加条項による保険金をお支払いできない主な場合

- ①商賠繁盛(工事業)の補償対象とならない事故によって工事が遅延した場合
- ②記名被保険者が単独で元請負人とならない工事の場合
- ③商賠繁盛(工事業)の補償対象となる事故が発生した日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来しない工事の場合
- ④工事請負契約書に工事的目的物を発注者に引き渡すべき期日が定められていない工事の場合
- ⑤履行期日の翌日から起算して、工事の遅延が5日間以内であった場合
- ⑥記名被保険者の下請事業者の工事が遅延した場合

など

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3> 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払までの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記窓口へご連絡ください。

【窓口:事故サポートデスク】

 **0120-727-110**

(受付時間)

平日 : 午後5時~翌日午前9時

土日祝日 : 24時間 (12月31日~1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

こ 注 意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 保険証券を大切に保管してください。なお、お契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 商賄繁盛は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)制度の対象ではありません。
- 商賄繁盛の保険期間(保険のご契約期間)は1年間となります。
- 賠償責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払っていただきます。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかつたり、保険契約が解除される場合があります。
- 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
- (注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 概算保険料方式のご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の売上高に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字となる売上高については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
 - ① 被保険者が個人(※)のお客さまの場合
(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、個人に含みます。また、被保険者が複数存在する場合は、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。
<告知事項>

保険契約申込書に★印がある項目

② 被保険者が上記①以外のお客さまの場合
<告知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実が告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(※)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)、②業務内容欄③損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

●告知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
 - ① 被保険者が個人(※)のお客さまの場合
<告知事項>

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。 ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。
--

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、個人に含みます。
② 被保険者が上記①以外のお客さまの場合
次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

<通知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生した場合
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

- (※) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいた場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返れいはいりません。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結して有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。))またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。


●個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：(株)損害保険ジャパン】

 0120-888-089

(受付時間)

平日 : 午前9時～午後8時


土日祝日: 午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)

(インターネットホームページアドレス)<http://www.sompo-japan.co.jp>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：(社)日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 0570-022808

(受付時間)

平日 : 午前9時15分～午後5時

(インターネットホームページアドレス)<http://www.sonpo.or.jp/>

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

[引受保険会社]

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3111

インターネットホームページアドレス

<http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先 《取扱代理店》